

第762号
平成30年1月

天理市公報

発行 天理市
編集 総務部総務課

目次

条 例	番号	頁数
・天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	30	2
・天理市都市公園条例の一部を改正する条例	31	2
・天理市体育施設条例の一部を改正する条例	32	4
・天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	33	6
・天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例	34	15
規 則	番号	頁数
・天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	37	16
・天理市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	38	16
・平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則	39	17
・天理駅前広場条例施行規則の一部を改正する規則	40	18
・天理市事務分掌規則の一部を改正する規則	41	18
・天理市公印規則の一部を改正する規則	42	18
・天理市会計規則の一部を改正する規則	43	18
・天理市契約規則の一部を改正する規則	44	19
訓令甲	番号	頁数
・天理市文書取扱規程の一部改正	8	19
・天理市要介護認定調査員規程の一部改正	9	19
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	441	19
・放置自転車等の保管について	442	20
・放置自転車等の保管について	443	20
・放置自転車等の保管について	444	21
・放置自転車等の保管について	445	21

・放置自転車等の保管について	446	21
・放置自転車等の保管について	447	22
・放置自転車等の保管について	448	22
・違反広告物の保管について	449	23
・放置自転車等の保管について	450	23
・放置自転車等の保管について	451	23
・平成29年度天理市一般会計補正予算(第5号)等の要領について	452	24
・放置自転車等の保管について	453	35
・放置自転車等の保管について	454	35
・放置自転車等の保管について	455	35
・放置自転車等の保管について	456	36
・放置自転車等の保管について	457	36
・放置自転車等の保管について	458	37
・放置自転車等の保管について	459	37
・放置自転車等の保管について	460	37
・公示送達について	461	38
・放置自転車等の保管について	462	38
・放置自転車等の保管について	1	38
・放置自転車等の保管について	2	39
・放置自転車等の保管について	3	39
・放置自転車等の保管について	4	40
公 告	番号	頁数
・公募型プロポーザルの実施について	46	41
・一般競争入札について	47	47
・農業者等の協議について	48	50
・農業者等の協議について	49	51
・農業者等の協議について	50	51
・農業者等の協議について	51	51
・農業者等の協議について	52	52
・農業者等の協議について	53	52
・天理市老人福祉施設の指定管理者の指定について	54	53
・天理市多世代交流広場の指定管理者の指定について	55	53
・天理市火葬場の指定管理者の指定について	56	53

・農業振興地域整備計画について	57	54
・天理市名阪高架下駐車場の指定管理者の指定について	58	54
・天理市立地域活動支援センターの指定管理者の指定について	59	54
・天理市障害者ふれあいセンターの指定管理者の指定について	60	55
・農用地利用集積計画について	1	55
・農業振興地域整備計画について	2	55
教育委員会		
・定例教育委員会の招集について	18	55

農業委員会		番号	頁数
・農業委員会の招集について	13	55	
公営企業		番号	頁数
・平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	44	56	
・天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正	36	56	
・平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	45	60	

条 例

(平成29年12月22日掲示済)

天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成29年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第30号

天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

天理市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月天理市条例第2号）の一部を次のように改正する。
第2条第4号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「という。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に到達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が規則で定める場合に該当する場合

第3条第7号中「該当すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成29年12月22日掲示済)

天理市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成29年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第31号

天理市都市公園条例の一部を改正する条例

天理市都市公園条例（昭和45年3月天理市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の4第1項中「10平方メートル」の次に「（本市の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において「市民緑地」という。）が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加え、同条第2項中「5平方メートル」の次に「（当該市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第1条の7の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第1条の8 都市公園に公園施設として設けられる運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならない。

第7条の2第1号中「占用物件の模様替えて、当該」を「当該」に改め、「外観又は」を削る。
第9条を次のように改める。

(占用料)

第9条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者(以下「占用者」という。)は、別表第1に定める占用料を納付しなければならない。

第9条の2及び第9条の3を削り、第10条から第14条までを次のように改める。

(占用料の納付等)

第10条 占用料は、占用許可書交付の際納付しなければならない。ただし、その際納付することが困難と認めるときは、占用許可書交付の日から1月以内で、市長が定める納期限までに納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、占用期間が1年以上のものについては各会計年度ごとに徴収するものとし、占用者は、当該会計年度分をその年度の初めの日から1月以内で、市長が定める納期限までに納付するものとする。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、会計年度ごとに期日を定めて2回以上の分納を許可することができる。

(占用料の減免)

第11条 占用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料の全部又は一部を減免することができる。

(1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため占用するとき。

(2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として占用するとき。

(3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(占用料の還付)

第12条 既納の占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 占用者の責めに帰することのできない理由によって占用することができないとき。

(2) 公益上又は市の都合により占用の許可を取り消すとき。

(3) 占用者が占用開始前に占用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

(連帯保証人及び保証金等)

第13条 市長は、必要に応じて、公園施設の設置若しくは管理の許可又は都市公園の占用の許可を受けようとする者及びこれらの許可を受けた者に連帯保証人を立てさせ、又は市長の定める保証金を納付させ、若しくは必要な担保を徴することができる。

(運動施設)

第14条 運動施設は、別表第2のとおりとする。

2 運動施設の管理に関する事項については、この条例の定めるもののほか、天理市体育施設条例(平成25年3月天理市条例第17号)に定めるところによる。

第15条及び第16条を削る。

第17条第1項中「又は指定管理者」を削り、同項第4号中「又は第11条各号」を削り、同条を第15条とする。

第17条の2を第16条とし、第17条の3第1項第2号中「第17条の6」を「第20条」に改め、同条を第17条とする。

第19条を第22条とし、第18条第7号中「前条」を「第15条」に改め、同条を第21条とし、第17条の6を第20条とし、第17条の5を第19条とし、第17条の4を第18条とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

都市公園の占用料

区分	単位	占用料金
電柱、その他柱類、公衆電話所、郵便差出箱、地下埋設物その他工作物	天理市道路占用料に関する条例（昭和29年9月天理市条例第51号）に定める額	
その他の占用の場合	1年	評価額に100分の4を乗じた額
備考		
1 占用料の基準となる評価額は、市長が定める当該土地の評価額を当該土地の全面積で除して得た額に占用を許可しようとする面積を乗じて得た額とする。 2 占用面積に1平方メートル未満の端数がある場合には、その端数面積を切り上げて計算する。 3 占用料金が100円未満の場合は、100円とし、占用料金が10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り上げる。 4 その他の占用の場合の占用期間が1年に満たないときは、月割計算した額とし、占用期間が1月に満たないとき、又は占用期間に1月未満の端数があるときは、日割計算した額とする。 5 その他の占用の場合で、占用期間が1月に満たないときの占用料金は、この表の規定により算定した占用料金に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。）を加算した額とする。		

別表第2（第14条関係）

運動施設

都市公園名	運動施設の名称
天理市長柄運動公園	奈良県天理健民運動場
	天理市立庭球場
	天理市立総合体育館
天理ダム風致公園	天理市天理ダム運動場

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条の4の改正規定、第1条の7の次に1条を加える改正規定及び第7条の2第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成29年12月22日掲示済)

天理市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

天理市長 並 河 健

天理市条例第32号

天理市体育施設条例の一部を改正する条例

天理市体育施設条例（平成25年3月天理市条例第17号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中

「	天理市福住運動場	天理市福住町4792番地26	を
」			
「	天理市福住運動場	天理市福住町4792番地26	に、
	天理市天理ダム運動場	天理市下仁興町458番地1	
	天理市立総合体育館	天理市西長柄町595番地	
」			
「	天理市立三島体育館	天理市三島町140番地1	を
」			
「	天理市立三島体育館	天理市三島町140番地1	に
	天理市立庭球場	天理市西長柄町595番地	
」			

改める。

第7条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第1項中「及び天理市二階堂運動場」を「、天理市二階堂運動場及び天理市天理ダム運動場」に改める。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(特別の設備)

第13条 利用者が特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

別表第1項を次のように改める。

1 天理市長柄運動公園の各施設等利用料金

(1) 奈良県天理健民運動場の照明設備利用料金

利用単位	全点灯	6割点灯
30分当たり	2,720円	1,690円

備考
 1 30分未満は、30分とみなす。
 2 市外（大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。）に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。

(2) 天理市立庭球場利用料金

利用単位	利用料金	
コート1面につき1時間当たり	人工芝	510円
	照明設備	300円

備考
 1 1時間未満は、1時間とみなす。
 2 市外（大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。）に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。

(3) 天理市立総合体育館利用料金

区分		利用時間	午前	午後	夜間	全日
			(9:00~12:00)	(13:00~17:00)	(18:00~21:00)	(9:00~21:00)
主競技場	全面利用	入場料等を徴収しない場合	3,080円	4,320円	6,170円	12,340円
		入場料等を徴収する場合	30,800円	43,200円	61,700円	123,400円
	床面積の2分の1の利用	入場料等を徴収しない場合	1,540円	2,160円	3,080円	6,170円
		入場料等を徴収する場合	15,400円	21,600円	30,800円	61,700円
	床面積の3分の1の利用	入場料等を徴収しない場合	1,020円	1,440円	2,050円	4,110円
		入場料等を徴収する場合	10,200円	14,400円	20,500円	41,100円
サブ競技場	全面利用	1,020円	1,440円	2,050円	4,110円	
	個人利用	100円	150円	200円		
ボルダリング場	個人利用	一般	200円	200円	200円	610円
		小人	100円	100円	100円	300円
	独占利用	2,050円	2,050円	2,050円	6,170円	
選手控室			820円	1,020円	1,230円	2,880円
研修室			300円	410円	510円	1,130円
トレーニング室					2時間当たり	300円
温水シャワー室					1回につき	100円

備考

- 1 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) その他これに準ずる場合
- 2 「個人利用」とは、利用者が1人又は数人で利用する場合で指定管理者が認めるものをいう。
- 3 「小人」とは、13歳未満の者をいう。
- 4 「独占利用」とは、「一般」、「小人」にかかわらず、利用者数が10人以上の団体が利用する場合をいう。
- 5 2時間未満は、2時間とみなす。
- 6 市外（大和まほろば広域定住自立圏内の市町村を除く。）に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。

(4) 天理市立総合体育館の附属設備及び器具の利用料金

種類	単位	利用料金		備考
		午前・午後・夜間 (各1回につき)	全日	
バスケットボール用具	1式	610円	1,540円	ボールを除く。
バレーボール用具	1式	200円	510円	ボールを除く。
バドミントン用具	1式	200円	510円	ラケット及びシャトルを除く。
テニス用具	1式	200円	510円	ラケット及びボールを除く。
卓球用具	1式	200円	510円	ラケット及び球を除く。
フットサル用具	1式	200円	510円	ボールを除く。
電光掲示板	1式	1,020円	2,570円	
放送設備	1式	1,540円	4,110円	
ステージ	1式	1,020円	2,050円	
大型ベンチ	1基		510円	
パイプ椅子	1脚		50円	
備考 この表に掲げるもの以外の附属設備及び器具の利用料金の額は、類似する附属設備及び器具の利用料金の額に準じて指定管理者が市長の承認を得て算定した額とする。				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の体育施設等の利用に係る利用料金から適用し、同日前の体育施設等の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(平成29年12月22日掲示済)

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第33号

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年9月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の162.5」との次に「、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」と」を加える。

第2条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第20条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「100分の162.5」と、「」を「、12月に支給する場合には」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の85」の

次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の40」の次に「、12月に支給する場合には100分の45」を加える。

附則第12項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の1.275」の次に「、12月に支給する場合には100分の1.425」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の85」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900

再任用職 員以外の 職員	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300			
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600			
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900			
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200			
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500			
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700			
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000			
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300			
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600			
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800			
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100			
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400			
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600			
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800			

78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			
98		295,700	343,700			
99		296,100	344,100			
100		296,500	344,400			
101		296,700	344,700			
102		297,000	345,100			
103		297,400	345,500			
104		297,700	345,900			
105		297,900	346,400			
106		298,200	346,800			
107		298,600	347,200			
108		298,900	347,600			
109		299,100	348,100			
110		299,500	348,500			
111		299,900	348,800			
112		300,200	349,100			
113		300,300	349,600			
114		300,600				
115		300,900				
116		301,300				
117		301,500				
118		301,700				

	119		302,000						
	120		302,300						
	121		302,700						
	122		302,900						
	123		303,200						
	124		303,500						
	125		303,800						
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	156,300	172,200	290,100
	2	157,800	174,300	292,700
	3	159,300	176,400	295,600
	4	160,800	178,600	298,100
	5	162,500	180,600	300,600
	6	164,400	182,800	303,000
	7	166,200	185,000	305,300
	8	168,000	187,200	307,700
	9	169,800	189,500	310,100
	10	171,900	192,300	312,700
	11	173,900	195,000	315,400
	12	175,900	197,700	318,300
	13	177,900	200,600	320,800
	14	180,100	202,300	322,800
	15	182,300	204,000	324,800
	16	184,500	205,700	327,100
	17	186,800	207,500	329,200
	18	189,400	209,200	331,400
	19	191,900	210,900	333,700
	20	194,400	212,500	335,800
	21	196,900	214,300	338,100
	22	198,600	216,200	340,300
	23	200,300	218,100	342,600
	24	202,000	220,000	344,900
	25	203,500	221,700	346,700

	26	205,100	223,700	348,500
	27	206,700	225,700	350,400
	28	208,200	227,700	352,300
	29	209,900	229,600	354,100
	30	211,600	232,300	355,900
	31	213,300	235,000	357,600
	32	215,000	237,700	359,500
	33	216,500	240,300	361,000
	34	218,200	243,100	362,700
	35	219,900	245,700	364,200
	36	221,600	248,400	366,000
	37	223,100	250,900	367,900
	38	224,800	253,400	369,400
	39	226,500	255,900	370,800
	40	228,200	258,200	372,400
	41	229,800	260,900	373,500
	42	231,500	263,300	374,900
	43	233,100	265,500	376,300
	44	234,700	267,700	377,800
	45	236,400	269,800	379,300
	46	237,900	272,000	380,900
	47	239,200	274,200	382,500
	48	240,600	276,200	384,000
	49	242,000	278,500	385,400
	50	243,400	280,500	386,900
	51	244,900	282,400	388,400
	52	246,100	284,400	389,800
	53	247,200	286,200	391,000
	54	248,600	288,600	392,300
	55	249,800	290,900	393,400
	56	251,000	293,400	394,500
	57	252,200	295,500	395,900
	58	253,400	298,000	397,100
	59	254,500	300,300	398,300
	60	255,700	303,000	399,600
	61	257,100	305,400	400,800
	62	258,300	307,800	401,800
	63	259,500	310,300	403,200
	64	260,400	312,600	404,500
	65	261,400	314,900	405,700
	66	262,800	317,100	406,800
	67	264,200	319,200	408,000

平成30年 1月

天理市公報

再任用職員	68	265,700	321,400	409,100	
	69	267,300	323,500	410,100	
	70	268,800	325,600	411,300	
	71	270,300	327,800	412,500	
	72	271,700	329,800	413,700	
	73	272,700	331,900	414,300	
	74	273,900	334,000	415,100	
	以外の職員	75	275,200	336,200	415,800
		76	276,400	338,400	416,300
		77	277,700	340,100	416,600
		78	278,800	342,000	417,000
		79	280,000	343,700	417,400
		80	281,200	345,500	417,800
		81	282,400	347,300	418,100
		82	283,300	349,100	418,500
		83	284,500	350,600	418,900
		84	285,700	352,400	419,200
	85	286,700	353,600	419,500	
86	287,600	355,200	419,900		
87	288,300	356,700	420,300		
88	289,300	358,200	420,600		
89	290,300	359,600	420,900		
90	291,200	360,900	421,200		
91	292,100	362,300	421,500		
92	293,000	363,700	421,700		
93	293,300	365,200	421,900		
94	294,000	366,500			
95	294,700	367,800			
96	295,500	369,000			
97	296,300	370,000			
98	297,100	371,000			
99	297,900	372,000			
100	298,600	373,000			
101	299,500	373,900			
102	300,000	374,900			
103	300,500	375,900			
104	301,000	376,900			
105	301,200	377,700			
106	301,600	378,600			
107	301,900	379,500			
108	302,100	380,500			

	109	302,300	381,300
	110	302,500	382,300
	111	302,800	383,300
	112	303,100	384,300
	113	303,300	384,900
	114	303,500	385,800
	115	303,700	386,700
	116	304,000	387,600
	117	304,300	388,400
	118	304,600	389,100
	119	304,900	389,900
	120	305,200	390,700
	121	305,300	391,300
	122	305,500	392,100
	123	305,800	392,800
	124	306,100	393,500
	125	306,300	394,100
	126		394,800
	127		395,300
	128		395,900
	129		396,600
	130		397,200
	131		397,700
	132		398,200
	133		398,500
	134		398,800
	135		399,100
	136		399,400
	137		399,700
	138		400,000
	139		400,300
	140		400,600
	141		400,900
	142		401,200
	143		401,500
	144		401,800
	145		402,000
	146		402,300
	147		402,600
	148		402,800
	149		403,000

	150		403,300	
	151		403,600	
	152		403,800	
	153		404,000	
	154		404,300	
	155		404,600	
	156		404,800	
	157		405,000	
再任用職員		224,800	270,700	324,000

備考

1 この表は、こども園、幼稚園及び教育総合センターに勤務する園長、教頭、主任教諭、教諭及び養護教諭のうち市長が定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第4条 天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「においては」を「には」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附則第13項中「100分の5」を「100分の6」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の天理市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の任期付職員条例又は改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第3条の規定による改正前の天理市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年3月天理市条例第3号。以下

「平成27年改正条例」という。）附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の任期付職員条例又は改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。）の内払とみなす。

(その他)

4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成29年12月22日掲示済)

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第34号

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 天理市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年7月天理市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和47年3月天理市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第6条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)、第3条の規定による改正後の天理市特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。))及び第5条の規定による改正後の天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。))の規定は、平成29年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第1条の規定による改正前の天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、第3条の規定による改正前の天理市特別職の職員の給与に関する条例又は第5条の規定による改正前の天理市教育委員会教育長の給与等に関する条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

規 則

(平成29年12月22日揭示済)

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市規則第37号

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

天理市臨時職員の給与の支給に関する規則(平成27年3月天理市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「勤勉手当基礎額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の85」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の天理市臨時職員の給与の支給に関する規則(以下「改正後の臨時職員給与規則」という。))の規定は、平成29年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 この規則の規定による改正後の臨時職員給与規則の規定を適用する場合には、この規則の規定による改正前の天理市臨時職員の給与の支給に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の臨時職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。

(平成29年12月22日揭示済)

天理市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市規則第38号

天理市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の育児休業等に関する規則(平成4年3月天理市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の3の次に次の1条を加える。

(子の1歳6か月到達日後の期間について非常勤職員の継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)

第2条の4 前条の規定は、条例第2条の4第2号の市長が規則で定める場合について準用する。この場合において、同条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

第4条第1項中「掲げる場合」の次に「又は条例第2条の4の規定に該当する場合」を加える。

様式第 2 号中「又は非常勤職員の 1 歳 6 か月までの子の育児休業」を「、非常勤職員の 1 歳 6 か月までの子の育児休業又は非常勤職員の 2 歳までの子の育児休業」に、「「非常勤職員の 1 歳 6 か月」を「1 歳 6 か月」に、「第 2 条の 2 第 3 号」を「第 2 条の 3 第 3 号」に、「育児休業をいう」を「育児休業をい、」「2 歳までの子の育児休業」とは、条例第 2 条の 4 の規定に該当してする育児休業をいう（（注）第 5 項において同じ。）」に、「又は 1 歳 6 か月までの子の育児休業」を「（条例第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1 歳 6 か月までの子の育児休業又は 2 歳までの子の育児休業」に改め、「（条例第 2 条の 3 第 2 号又は第 3 号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成29年12月22日掲示済)

平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市規則第39号

平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(定義)

第 1 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 経過措置額支給特定職員 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年 3 月天理市条例第 4 号。以下「給与条例」という。）附則第 9 項に規定する特定職員であり、かつ、平成29年 4 月 1 日前に55歳に達した者であって、天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年 3 月天理市条例第 3 号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第 3 項の規定による給料を支給されるものをいう。
- (2) 施行日 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年12月天理市条例第33号。以下「平成29年改正条例」という。）の施行の日をいう。
- (3) 改正後の給与条例 平成29年改正条例第 3 条の規定による改正後の給与条例をいう。
- (4) 改正前の給与条例 平成29年改正条例第 3 条の規定による改正前の給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第 2 条 経過措置額支給特定職員に対する平成29年 4 月 1 日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成27年改正条例附則第 3 項の規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定（平成27年改正条例附則第 3 項の規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料（市長が定める場合におけるものに限る。）
- (2) 地域手当
- (3) 期末手当
- (4) 勤勉手当

第 3 条 経過措置額支給特定職員（市長の定める職員を除く。）に対する平成29年 4 月 1 日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第12条その他の法令の規定による給与の減額（次条第 2 項において「第12条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

(平成27年改正条例附則第 3 項の規定による給料の特例)

第 4 条 平成29年 4 月 1 日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第 9 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則第 3 項の規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第 9 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則第 3 項の規定による給料の額との合計額に達しないときにおいて、平成27年改正条例附則第 3 項の規定による給料の額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額をもって当該給料の額とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第 2 条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第12条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成27年改正条例附則第 3 項の規定による給料については、適用しない。

(雑則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成29年12月22日 掲示済)

天理駅前広場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

天理市長 並 河 健

天理市規則第40号

天理駅前広場条例施行規則の一部を改正する規則

天理駅前広場条例施行規則（平成28年9月天理市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「6月」を「1年」に改める。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(平成29年12月22日 掲示済)

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

天理市長 並 河 健

天理市規則第41号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第13条市民係の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 市税等に関する証明書（市長が別に定めるものに限る。）の交付に関すること。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(平成29年12月22日 掲示済)

天理市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

天理市長 並 河 健

天理市規則第42号

天理市公印規則の一部を改正する規則

天理市公印規則（平成10年12月天理市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、当該公印の公印管守者等の照合を受け」を「当該公印の公印管守者等に提示し、当該公印管守者等の許可を得て、公印を押印し」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(平成29年12月22日 掲示済)

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

天理市長 並 河 健

天理市規則第43号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則（昭和45年3月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第16号中「ほか、」の次に「一債権者当たり」を加える。

第26条に次の1号を加える。

(7) 日本放送協会に対し支払う受信料

第30条の次に次の2条を加える。

(前金払)

第30条の2 令第163条第1項第8号の規定により、前金払をすることができる経費は、次のとおりとする。

(1) 保険料

(2) 訴訟に要する経費

(3) 指定管理料

(4) 損失補償費

(部分払)

第30条の3 工事若しくは製造その他の請負契約又は物件の買入れその他の契約で、当該契約に完済前又は完納前に代価の一部を支払うことができる旨の定めがあり、法第234条の2第1項の規定により既済

部分又は既納部分の履行の確認があったときは、部分払として代価の一部を支払うことができる。

2 前項の場合における支払金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を超えることはできない。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の契約 天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第31条の規定に基づき算定した額

(2) 前号に掲げるもの以外の契約 既済部分又は既納部分に相応する代価に相当する額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成29年12月22日 掲示済)

天理市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

天理市長 並 河 健

天理市規則第44号

天理市契約規則の一部を改正する規則

天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中第13号を第15号とし、第7号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 前金払をするときは、その手続に関する事項

(8) 部分払をするときは、その手続に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令甲

(平成29年12月28日 掲示済)

天理市訓令甲第8号

天理市文書取扱規程（昭和62年3月天理市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月28日

天理市長 並 河 健

第38条第2項を削り、同条第3項中「文書所管課長は、」を「前項本文の規定により」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

(平成29年12月28日 掲示済)

天理市訓令甲第9号

天理市要介護認定調査員規程（平成23年3月天理市訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月28日

天理市長 並 河 健

第9条第1項中「、月額報酬とし」を削り、「掲げる」の次に「1月当たりの」を加え、同条第2項中「翌月の20日」を「前項の合計額を認定調査を行った日の属する月の翌月23日」に改め、「月額報酬を」を削る。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

告 示

(平成29年12月6日 掲示済)

天理市告示第441号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月6日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年12月6日

3 移動対象区域

- 近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年12月6日から平成30年2月6日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
 - 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
 - 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成29年12月7日掲示済)

天理市告示第442号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年12月7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年12月7日から平成30年2月7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年12月8日掲示済)

天理市告示第443号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年12月8日
- 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年12月 8 日から平成30年 2 月 8 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年12月11日揭示済)

天理市告示第444号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月11日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年12月11日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年12月11日から平成30年 2 月11日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年12月12日揭示済)

天理市告示第445号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月12日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年12月12日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年12月12日から平成30年 2 月12日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年12月12日揭示済)

天理市告示第446号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自

転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年12月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年12月12日から平成30年2月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年12月13日揭示済)

天理市告示第447号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年12月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年12月13日から平成30年2月13日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年12月14日揭示済)

天理市告示第448号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年12月14日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年12月14日から平成30年2月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年12月15日揭示済)

天理市告示第449号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月15日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年12月6日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年12月15日から平成30年2月15日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年12月18日揭示済)

天理市告示第450号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月18日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年12月18日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年12月18日から平成30年2月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年12月19日揭示済)

天理市告示第451号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年12月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年12月19日から平成30年2月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年12月20日揭示済)

天理市告示第452号

平成28年12月18日付で議決のあった平成29年度天理市一般会計補正予算（第5号）等の要領は、次のとおりである。

平成29年12月20日

天理市長 並 河 健

平成29年度天理市一般会計補正予算（第5号）

平成29年度天理市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ439,839千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,681,825千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10 地方交付税		5,555,011	122,140	5,677,151
	1 地方交付税	5,555,011	122,140	5,677,151
14 国庫支出金		2,745,473	95,902	3,841,375
	1 国庫負担金	3,037,312	79,164	3,116,476
	2 国庫補助金	688,092	15,658	703,750
	3 委託金	20,069	1,080	21,149
15 県支出金		1,803,559	56,869	1,860,428
	1 県負担金	1,148,950	56,249	1,205,199
	2 県補助金	522,995	620	523,615

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
17 寄附金		930,000	4,120	934,120
	1 寄附金	930,000	4,120	934,120
18 繰入金		986,118	55,490	1,041,608
	1 基金繰入金	969,770	55,490	1,025,260
19 繰越金		306,470	89,776	396,246
	1 繰越金	306,470	89,776	396,246
20 諸収入		483,917	30,542	514,459
	5 雑入	328,270	30,542	358,812
21 市債		1,832,000	△15,000	1,817,000
	1 市債	1,832,000	△15,000	1,817,000
歳入合計		25,241,986	439,839	25,681,825

2 歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費		3,084,973	84,774	3,169,747
	1 総務管理費	2,501,664	84,774	2,586,438
3 民生費		9,909,786	304,852	10,214,638
	1 社会福祉費	4,415,259	259,068	4,674,327
	2 児童福祉費	4,274,125	45,784	4,319,909
4 衛生費		1,753,844	13,400	1,767,244
	1 保健衛生費	710,802	13,400	724,202
6 農林費		339,867	5,000	344,867
	1 農業費	318,761	5,000	323,761
7 商工業		435,959	25,000	460,959

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
	1 商工費	435,959	25,000	460,959
8 土木費		3,383,345	3,888	3,387,233
	5 住宅費	125,654	3,888	129,542
10 教育費		2,403,167	2,925	2,406,092
	2 小学校費	523,479	1,229	524,708
	3 中学校費	258,673	1,696	260,369
歳 出 合 計		25,241,986	439,839	25,681,825

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	957,200	証書借入れ 又は証券発行	年5.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる場合 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついてはそ の融資条件 により、銀 行その他の 場合にはそ の債権者と 協定するも のとする。 ただし、市 財政の都合 により償還 期間及び償 還期限を短 縮し、又は 繰上償還も しくは低利 に借換えす ることがで きる。	942,200	補正前に同じ		

平成29年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成29年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,529千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,925,345千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 療養給付費交付金		107,601	△55,933	51,668
	1 療養給付費交付金	107,601	△55,933	51,668
5 前期高齢者交付金		1,501,426	△126,337	1,375,089
	1 前期高齢者交付金	1,501,426	△126,337	1,375,089
9 繰入金		465,007	195,789	660,796
	1 他会計繰入金	465,007	195,789	660,796
10 繰越金		27,231	74,010	101,241
	1 繰越金	27,231	74,010	101,241
歳入合計		7,837,816	87,529	7,925,345

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		162,656	442	163,098
	1 総務管理費	138,664	442	139,106
6 介護納付金		321,803	26,074	347,877
	1 介護納付金	321,803	26,074	347,877
11 諸支出金		11,761	61,013	72,774
	1 償還金及び運付加算金	6,401	61,013	67,414
歳 出 合 計		7,837,816	87,529	7,925,345

平成29年度天理市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成29年度天理市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,353千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,369,540千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1,260,787	1,101	1,261,888
	2 国庫補助金	367,548	1,101	368,649
5 支払基金交付金		1,447,628	136	1,447,764
	1 支払基金交付金	1,447,628	136	1,447,764
6 県支出金		753,088	60	753,148
	2 県補助金	42,201	60	42,261
7 財産収入		63	220	283
	1 財産運用収入	63	220	283
8 繰入金		792,907	4,836	797,743

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 他会計繰入金	730,812	4,727	735,539
	2 基金繰入金	62,095	109	62,204
歳入合計		5,363,187	6,353	5,369,540

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		62,197	5,647	67,844
	1 総務管理費	8,567	5,647	14,214
4 地域支援事業費		300,518	486	301,004
	4 その他諸費	648	486	1,134
5 基金積立金		27,705	220	27,925
	1 基金積立金	27,705	220	27,925
歳 出 合 計		5,363,187	6,353	5,369,540

平成29年度天理市一般会計補正予算（第6号）

平成29年度天理市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149,082千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,830,907千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,841,375	38,666	3,880,041
	1 国庫負担金	3,116,476	38,666	3,155,142
15 県支出金		1,860,428	67,810	1,918,238
	2 県補助金	523,615	67,810	591,425
18 繰入金		1,041,608	30,606	1,072,214
	1 基金繰入金	1,025,260	30,606	1,055,866
21 市債		1,817,000	22,000	1,839,000
	1 市債	1,817,000	22,000	1,839,000
歳 入 合 計		25,681,825	149,082	25,830,907

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		269,515	1,066	270,581
	1 議会費	269,515	1,066	270,581
2 総務費		3,169,747	11,943	3,181,690
	1 総務管理費	2,586,438	13,156	2,599,594
	2 徴税費	291,925	448	292,373
	3 戸籍住民基本台帳費	173,102	△1,920	171,182
	4 選挙費	90,439	144	90,583
	5 統計調査費	9,213	△119	9,094
	6 監査委員費	18,630	234	18,864
3 民生費		10,214,638	2,360	10,216,998

	1 社会福祉費	4,674,327	503	4,674,830
	2 児童福祉費	4,319,909	1,186	4,321,095
	3 生活保護費	1,219,951	671	1,220,622
4 衛生費		1,767,244	3,551	1,770,895
	1 保健衛生費	724,202	2,718	726,920
	2 清掃費	1,043,042	933	1,043,975
5 労働費		69,080	183	69,263
	1 労働諸費	69,080	183	69,263
6 農林費		344,867	2,230	347,097
	1 農業費	323,761	2,066	325,827
	2 林業費	21,106	164	21,270
7 商工費		460,959	968	461,927

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商工費	460,959	968	461,927
8 土木費		3,387,233	△4,830	3,382,403
	1 土木管理費	145,900	△2,323	143,577
	2 道路橋りょう費	524,723	321	525,044
	4 都市計画費	2,506,898	△2,750	2,504,148
	5 住宅費	129,542	△78	129,464
10 教育費		2,406,092	△10,639	2,395,453
	1 教育総務費	426,400	△615	425,785
	2 小学校費	524,708	320	525,028
	3 中学校費	260,369	△197	260,172
	4 幼稚園費	674,119	△6,970	667,149

	5 社会教育費	520,496	△3,177	517,319
11 災害復旧費		54,647	142,150	196,797
	1 公共土木施設災害復旧費	27,800	62,250	90,050
	2 農林業施設災害復旧費	26,847	79,900	106,747
歳 出 合 計		25,681,825	149,082	25,830,907

第2表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 復 旧 事 業	22,000	証書借入れ又は 証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 場合について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件によ り、銀行その他の場合にはその債権者 と協定するものとする。ただし、市財 政の都合により短期間及び償還期限 を短縮し、又は繰上償還もしくは低利 に借換えすることができる。

(平成29年12月20日 掲示済)

天理市告示第453号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年12月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年12月20日から平成30年2月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年12月21日 掲示済)

天理市告示第454号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年12月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年12月21日から平成30年2月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年12月22日 掲示済)

天理市告示第455号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成29年12月22日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年12月22日から平成30年2月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年12月25日揭示済)

天理市告示第456号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年12月25日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年12月25日から平成30年2月25日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年12月26日揭示済)

天理市告示第457号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年12月26日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年12月26日から平成30年2月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成29年12月27日 掲示済)

天理市告示第458号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年12月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年12月27日から平成30年 2 月27日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年12月27日 掲示済)

天理市告示第459号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年12月27日
 - 3 移動対象区域
天理市指柳町101番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年12月27日から平成30年 2 月27日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年12月27日 掲示済)

天理市告示第460号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年12月27日
- 3 移動対象区域
天理市小路町81番地 2 先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年12月27日から平成30年 2 月27日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
 (以下 略)

(平成29年12月28日揭示済)

天理市告示第461号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年12月28日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成29年12月28日揭示済)

天理市告示第462号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年12月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年12月28日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年12月28日から平成30年 2 月28日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
 (以下 略)

(平成30年 1 月 4 日揭示済)

天理市告示第 1 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自

転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年 1 月 4 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成30年 1 月 4 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 1 月 4 日から平成30年 3 月 4 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の 1 月 3 日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成30年 1 月 4 日 掲示済)

天理市告示第 2 号

天理市自転車等駐車条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）第13条第 1 項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成30年 1 月 4 日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成29年12月29日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成30年 1 月 4 日から平成30年 6 月30日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成30年 1 月 5 日 掲示済)

天理市告示第 3 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成30年 1 月 5 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成30年 1 月 5 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年1月5日から平成30年3月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成30年1月5日揭示済)

天理市告示第4号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成30年1月5日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成30年1月5日

3 移動対象区域

天理市柳本町1428番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成30年1月5日から平成30年3月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

公 告

(平成29年12月13日 掲示済)

天理市公告第46号

天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務を行うにあたり、公募型プロポーザル方式により受託者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成29年12月13日

天理市長 並 河 健

1. 趣旨

本業務は、天理市の地域資源を活かし、市外のアクティブシニアの移住・定住ニーズを踏まえた天理市ならではの生涯活躍のまちのあり方を検討するため、必要となる基礎調査やニーズ調査、課題の整理を行い、天理市における生涯活躍のまちの展開の可能性を検討することを目的として、可能性調査に係る業務を委託するものです。

本市では、本業務の受託事業者を選定するにあたり、本業務についての企画提案を広く募集し、業務履行に最も適した事業者を選定する必要があると考え、公募型プロポーザル方式を採用するものとします。

2. 業務の概要

(1) 業務名

天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務

(2) 履行期限

平成30年3月23日(金)まで

(3) 業務委託費上限額

5,000千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

※契約にあたっては、受託者からの見積価格を参考に決定します。

(4) 業務内容

天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務仕様書のとおり。

3. 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる条件を全て満たす法人とします。ただし、複数の法人の連合体での参加はできません。

プロポーザルに参加しようとする者は、(1)～(5)に掲げる資格を有することを証するために、参加表明書(様式1)を提出しなければなりません。また、6.に掲げる提出期限内に参加表明書及び資料の提出をしない者は、プロポーザルに参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明書提出日から最優秀企画提案者等の選定結果通知日までの期間で、天理市建設工事等入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 天理市建設工事等暴力団排除措置要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 参加表明書提出日において、国税、地方税を滞納していないこと。

4. 配布資料

配布資料は以下のとおりであり、天理市公式ホームページからダウンロードしてください。

- (1) 天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務公募型プロポーザル実施要領
- (2) 天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務仕様書
- (3) 天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (4) 天理市人口ビジョン

5. プロポーザル実施手順

内容	期間等
実施要領の公表	平成29年12月13日(水) ※天理市公式ホームページ上で公開する。
参加表明書の提出期間	平成29年12月13日(水)から 平成29年12月19日(火)17時まで
質問受付期間 (質問は参加表明書を提出した者に限る。)	平成29年12月20日(水)から 平成29年12月26日(火)17時まで ※天理市公式ホームページ上で平成30年1月9日(火)までに回答します。
企画提案書等の提出期間	平成29年12月20日(水)から 平成30年1月12日(金)17時まで
選定委員会(書類及びヒアリング審査)	平成30年1月中旬～下旬
選定結果通知	選定委員会終了後に速やかに、すべての事業者に対して

通知します。

6. 参加表明書の提出

(1) 提出期間

平成29年12月13日(水)から平成29年12月19日(火)17時まで

(2) 提出方法

提出は、郵送(書留郵便に限る。)又は宅配便の方法により提出してください。

(3) 提出先

「12. 担当部局」へ提出してください。

(4) 提出書類

- ① 参加表明書(様式1) 1部
- ② 事業者概要(様式2) 1部
- ③ 役員名簿(様式3) 1部
- ④ 商業登記簿謄本(法人の登録事項証明書) 1部
- ⑤ 印鑑証明書 1部
- ⑥ 本実施要領の公表日以降に発行された次の税目に係る納税証明書 各1部
 - ア 法人税
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 法人道府県民税
 - エ 法人事業税・地方法人特別税
 - オ 法人市町村民税※年度を特定する必要がある場合は、直近1年度分
- ⑦ 会社の概要がわかるパンフレット等 9部

7. 質問受付及び回答

(1) 受付期間

平成29年12月20日(水)から平成29年12月26日(火)17時まで

(2) 受付方法

質問書は、文書(様式自由)にて電子メールで「12. 担当部局」へ提出してください。件名は「天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務：●●」(●●は提出法人名)として下さい。なお、質問は「6. 参加表明書の提出」に掲げる参加表明書を提出した者によるもののみ受け付けるものとします。

※ 送信後は必ず送信された旨の電話連絡をお願いします(土、日、祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 回答方法

提出された質問に対する回答を、平成30年1月9日(火)までに天理市公式ホームページに掲載します(回答にあたっては、質問を行った事業者名は公表しません)。なお、回答に対する再度の質問には回答いたしません。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

平成29年12月20日(水)から平成30年1月12日(金)17時まで

(2) 提出方法

提出は、郵送(書留郵便に限る。)又は宅配便の方法により提出してください。

(3) 提出先

「12. 担当部局」へ提出すること。

(4) 提出書類

	書類名	様式等
①	企画提案提出届	様式4
②	官公庁における同種・類似業務の実績	様式5
③	実務実施体制	様式6
④	企画提案書	任意様式
⑤	作業工程表	任意様式
⑥	業務委託参考見積書(消費税及び地方消費税を含む。)	任意様式

※文字数や文字サイズ等の書式は指定しませんが、言語は日本語で作成してください。

※書類の体裁は、用紙A4版片面印刷をお願いします。

※①～⑥の提出書類は、それぞれインデックスを付してファイルに綴じてください。

ホッチキス留めはしないでください。

(5) 提出部数

正本1部 副本8部

9. 選定方法及び評価基準

(1) 選定方法

① 選定委員会等

公募型プロポーザル方式とし、別に定める天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務公募型プロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という。)で、以下の方法により最優秀提案者及び優秀提案者の選定を行います。本市は、最優秀提案者と委託契約の交渉を行うものとしますが、辞退その他の理由により契約で

きない場合は、優秀提案者と契約交渉ができるものとします。

最優秀提案者等の選定に向けて、選定委員会を2回開催することとし、第1回選定委員会では事業者からの参加表明書が出そろった段階で選定委員に対して、参加表明書の提出状況、評価基準及び採点方法等の説明を行います。

そして、第2回選定委員会では、企画提案書を提出した事業者によるプレゼンテーションを実施した上で、別紙「天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務評価項目基準表」に基づいて、提出された企画提案書等について評価及び採点して、最優秀提案者及び優秀提案者を選定します。

選定結果は、第2回選定委員会終了後速やかに企画提案書を提出した事業者すべてに通知します。

② プレゼンテーションについて

第2回選定委員会におけるプレゼンテーションは以下の要領で実施します。

ア 各社出席者は3名以内として、業務責任者は必ず出席してください。

イ 説明時間は、1社あたり40分以内とします（提案者のプレゼンテーション20分、質疑応答20分を目安とします。）。

ウ パソコン等を用いる場合、スクリーンは事務局で準備しますが、それ以外（パソコン、プロジェクター、レーザーポインター等）はご持参ください。

エ 開催日時等は該当者に別途通知します。

オ 提出済みの企画提案内容の範囲内で、プレゼンテーション時の説明用資料を認めますが、前日（休日等を挟む場合は直近の平日）までに「12. 担当部局」に説明用資料のデータをメールにて送付してください。そして、プレゼンテーション当日は、提案者で配布資料（正本：1部、副本：8部）を準備してください。配布資料の体裁等は、企画提案書等に準じます。

(2) 評価基準

別紙「天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務 評価項目基準表」のとおりです。

(3) 選定結果の公表

① 選定委員会は非公開とします。

② 選定委員名は、選定終了後に公表します。

③ 天理市ホームページにて、選定結果及び最優秀提案者の企画提案書を公表します。その際、最優秀提案者に対して企画提案書の電子データの提供に協力いただきますのでご了承ください。

10. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 業務委託費上限額を超える場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 提案内容等に虚偽の記載をした場合
- (4) 本要領や提出方法、提出期限を守らない場合
- (5) 選定の透明性・公平性を害する行為があった場合

1 1. その他留意事項

- (1) 参加表明書が提出期限までに提出されなかった場合は、企画提案書を提出できないものとします。
- (2) 本件に参加するために要する費用は、全て参加者の負担とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。また、提出された提案書等は返却しません。
- (4) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号）に基づき提出書類を公開します。
- (5) 参加者から本要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属しますが、採用した提案書等の著作権は、市に帰属します。
- (6) 市は、参加者からの提案に拘束を受けません。なお、本要領に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知します。
- (7) 本業務の具体的な業務の実施については、委託契約締結後に企画提案書等の内容を尊重し、本市と受託者で協議をした上で行うこととなります。

1 2. 担当部局（問合せ先）

天理市市長公室総合政策課行政経営係（担当：三喜田 桑原）

所在地：〒620-8555 奈良県天理市川原城町605

電話：0743-63-1001 内線466・465

ファックス：0743-62-5016

電子メール：gyouseikeiei@city.tenri.lg.jp

(7)

(平成29年12月14日 掲示済)

天理市公告第47号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年12月14日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 山の辺第一工区 区画道路整備工事（6－9号線外）
 (2) 工事場所 天理市 田部町・別所町
 (3) 工事概要 工事延長 L = 238.9 m
 側溝工 L = 139.0 m
 管渠工 L = 230.5 m
 集水桝 N = 18箇所
 街渠工 L = 227.3 m
 舗装工 A = 1569㎡
 構造物撤去工 1式
 重力式擁壁 L = 159.1 m
 (4) 工期 平成30年3月28日まで
 (5) 予定価格 57,906,360円
 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
 (6) 最低制限価格 51,682,320円
 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
 (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 ④ 天理市が平成29年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成29年度）において土木一式工事の格付がA1等級及びA等級に位置づけられている者であること。
 ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
 ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
 (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
 ① 一級土木施工管理技士もしくは一級建設機械施工管理技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は、総合監理技術部門（選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
 ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
 〒632-8555
 天理市川原城町605番地
 天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到 着 期 限 日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加

資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

山の辺第一工区 区画道路整備工事（6－9号線外）	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成29年12月14日（木）から 平成29年12月22日（金）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成29年12月14日（木）から 平成29年12月22日（金）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成29年12月27日（水）まで <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成30年 1 月11日（木）発送
質問書への回答日	平成30年 1 月11日（木）発送
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成30年 1 月15日（月）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成29年 1 月19日（金）発送
入札書到着期限日	平成30年 1 月24日（水）
開札の日時	平成30年 1 月25日（木） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成30年 1 月25日（木） 午前11時30分

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成29年12月14日揭示済）

天理市公告第48号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年12月14日

天理市長 並 河 健

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
檜町（西地区）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年12月 5 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 2 経営体
個人 1 経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方（取組事項）
○取組事項
生產品目の明確化
○コメント
担い手に農地を集約し、効率的な水稻作による農地利用を図る。

（平成29年12月14日揭示済）

天理市公告第49号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年12月14日

天理市長 並 河 健

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
南檜垣
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年12月5日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 1経営体
個人 1経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
現在、組合の中で協議中
6. 地域農業の将来のあり方（取組事項）
○取組事項
複合化、6次産業化、高付加価値化
○コメント
南檜垣営農組合を中心として、麦、大豆、米（減農薬でのブランド米）、味噌加工（6次産業化）、その他野菜、景観形成作物（コスモス等）の生産を行い新たな販路形成に取り組む。
また、今後、遊休農地化する恐れのある農地を預っていき、中心となって農地を守って行くとともに、将来地域の農業を担っていく農業者を育成する。

（平成29年12月14日揭示済）

天理市公告第50号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年12月14日

天理市長 並 河 健

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
下山田
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成28年12月5日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 1経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手がいない
5. 農地中間管理機構の活用方針
今後、状況によって活用を検討する。
6. 地域農業の将来のあり方（取組事項）
○取組事項
6次産業化
○コメント
下山田地区では、下山田営農合同会社を中心となり、個々の農業者と米の販売を含めた農作業受委託を積極的に推し進めて農地集積を図ることによって、町内の農地を保全管理していきたいと考えています。今後は、山間部で収穫された高品質な米を市場に広くアピールし、直売等で販売することにより、米の6次産業化に取り組んでいきたいと考えています。

（平成29年12月14日揭示済）

天理市公告第51号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年12月14日

天理市長 並 河 健

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
嘉幡東
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年12月 5日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
個人 3経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
今後、状況によって活用を検討する。
6. 地域農業の将来のあり方（取組事項）
○取組事項
6次産業化、高付加価値化

○コメント

集落内での農家の平均年齢が高く、後継者不足に悩まされていますが、地域の中心となる経営体が現状の農地を維持・保全することによって、将来、後継者や新規就農者が現れれば、スムーズに経営を引き継ぎ、さらには農地集積を図ることができるよう、集落内で話し合いを繰り返していきたいです。

また、農地を集積し、規模拡大を図ることのできる経営体は、米の販売も含めた農作業受委託を積極的に進める事により、契約栽培を基本とした安定した農業経営を行っていききたいと考えています。

(平成29年12月14日 揭示済)

天理市公告第52号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年12月14日

天理市長 並 河 健

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
海知
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年12月 5日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
個人 7経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
今後、状況によって活用を検討する
6. 地域農業の将来のあり方（取組事項）
○取組事項
6次産業化、高付加価値化、新規就農者の促進

○コメント

地域の中心となる経営体は7経営体で出発しますが、将来は2、3経営体へ移行していく事が望ましく、稲作中心、苺中心、花中心等特色ある経営体へと進化していくのがいいと考えています。現在活動中の海知町農家組合、海知町農村環境保全向上活動組織がイニシアティブをとって地域の中心となる経営体と、それ以外の農業者が定期的に会合を持ち、意思の疎通をはかり、情報交換を行い、6次産業化や高付加価値化に協力して取り組んでいきたいと考えています。

(平成29年12月14日 揭示済)

天理市公告第53号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年12月14日

天理市長 並 河 健

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
和爾町

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年12月 5日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 2経営体
個人 5経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方（取組事項）
○取組事項
新規就農の促進
○コメント
将来集落の農業を担っていく農業者の育成を図るとともに、遊休農地化する恐れのある農地を守っていくために、中間管理機構を活用し、担い手へ農地集積化を図る。

(平成29年12月21日 掲示済)

天理市公告第54号

天理市老人福祉施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成29年12月21日

天理市長 並 河 健

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 天理市立養護老人ホームふるさと園
天理市立特別養護老人ホームふるさと園
位置 天理市遠田町473番地
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人 天理市社会福祉事業団
代表者 理事長 並 河 健
主たる事務所の所在地 天理市遠田町473番地
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日

(平成29年12月21日 掲示済)

天理市公告第55号

天理市多世代交流広場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成29年12月21日

天理市長 並 河 健

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 天理市多世代交流広場
位置 天理市遠田町488番地
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人天理市社会福祉事業団
代表者 理事長 並 河 健
主たる事務所の所在地 天理市遠田町473番地
- 3 指定期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日

(平成29年12月22日 掲示済)

天理市公告第56号

天理市火葬場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指

定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成29年12月22日

天理市長 並 河 健

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 天理市聖苑
位置 天理市豊田町9 1 8番地 1
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
名称 一般財団法人天理市開発公社
代表者名 理事長 藤 田 俊 史
主たる事務所の所在地 天理市川原城町6 8 0番地
- 3 指定期間
平成30年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日

(平成29年12月28日揭示済)

天理市公告第57号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第 4 項において準用する同法第12条第 1 項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第 4 項において準用する同法第12条第 2 項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月28日

天理市長 並 河 健

1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町6 0 5番地

(平成29年12月28日揭示済)

天理市公告第58号

天理市名阪高架下駐車場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2 4 4条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成29年12月28日

天理市長 並 河 健

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名称 天理市名阪高架下駐車場
位置 天理市櫛本町3 6 4番地 3
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
名称 名阪高架下管理委員会
代表者 会長 但 馬 努
主たる事務所の所在地 天理市櫛本町3585番地 1
- 3 指定期間
平成30年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日

(平成29年12月28日揭示済)

天理市公告第59号

天理市立地域活動支援センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2 4 4条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成29年12月28日

天理市長 並 河 健

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名 称 天理市立地域活動支援センター
位 置 天理市豊井町87番地
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人 天理市社会福祉協議会
代表者 会長 並 河 健
主たる事務所の所在地 天理市田井庄町7 2 3番地
- 3 指定期間

平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月31日

(平成29年12月28日 揭示済)

天理市公告第60号

天理市障害者ふれあいセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成29年12月28日

天理市長 並 河 健

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置
名 称 天理市障害者ふれあいセンター
位 置 天理市柳本719番地
- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人 天理市社会福祉協議会
代表者 会長 並 河 健
主たる事務所の所在地 天理市田井庄町723番地
- 3 指定期間
平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月31日

(平成30年 1 月 1 日 揭示済)

天理市公告第1号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成30年 1 月 1 日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成30年 1 月 4 日 揭示済)

天理市公告第2号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成30年 1 月 4 日

天理市長 並 河 健

1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

教育委員会

(平成29年12月12日 揭示済)

天教告示第18号

平成29年12月15日午後1時30分から12月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成29年12月12日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成29年12月28日 揭示済)

天農委告示第13号

平成30年 1 月 5 日午後4時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成29年12月28日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する申請について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第3号 農用地利用配分計画案について
議案第4号 その他

- ①市街化区域の専決処分について(報告)
- ②生産緑地地区の取得の斡旋依頼について

公営企業

(平成29年12月 6 日 掲示済)

天理市上下水道局公告第44号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年 3 月天理市条例第 1 号) 第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年12月 6 日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第 5 処理分区	平等坊町の一部

(平成29年12月22日 掲示済)

天理市上下水道局管理規程第36号

天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程(昭和42年 4 月天理市水道ガス部管理規程第 6 号)の一部を次のように改正する。

平成29年12月22日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

別表を次のように改める。

別表

企業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200

41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900		
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200		
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500		
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700		
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000		
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300		
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600		
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800		
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100		
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400		
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600		
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800		
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100		
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400		
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600		
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800		
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600		
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800		

	86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900			
	87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200			
	88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400			
	89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600			
	90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900			
	91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200			
	92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400			
	93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600			
	94		294,400	342,200					
	95		294,800	342,700					
	96		295,200	343,100					
	97		295,400	343,200					
	98		295,700	343,700					
	99		296,100	344,100					
	100		296,500	344,400					
	101		296,700	344,700					
	102		297,000	345,100					
	103		297,400	345,500					
	104		297,700	345,900					
	105		297,900	346,400					
	106		298,200	346,800					
	107		298,600	347,200					
	108		298,900	347,600					
	109		299,100	348,100					
	110		299,500	348,500					
	111		299,900	348,800					
	112		300,200	349,100					
	113		300,300	349,600					
	114		300,600						
	115		300,900						
	116		301,300						
	117		301,500						
	118		301,700						
	119		302,000						
	120		302,300						
	121		302,700						
	122		302,900						
	123		303,200						
	124		303,500						
	125		303,800						
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(平成29年12月25日揭示済)

天理市上下水道局公告第45号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年12月25日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
櫛本北第11処理分区	中町の一部